

◎ 特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報のうち、その取扱いに特に配慮を要するもの等を定めた

【法令名】

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 30 年 5 月 7 日 本紙第 7256 号 2 ページ
【法令番号】	平成 30 年 5 月 7 日 政令第 163 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	法の施行の日（平成 30 年 5 月 11 日）から施行
【制定の根拠】	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 2 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 8 条第 3 項第 1 号イ及びハ(3)（これらの規定を同法第 29 条において準用する場合を含む。）、第 16 条第 3 項（同法第 29 条において準用する場合を含む。）並びに第 30 条第 1 項
【法令のあらまし】	<p>1 特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であつて、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等は、次に掲げるものとする。こととした。（第 1 条関係）</p> <p>(一) 特定の個人の病歴</p> <p>(二) 次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（(一)に該当するものを除く。）</p> <p>(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の主務省令で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2) 特定の個人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（(3)において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（(3)において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、特定の個人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>2 匿名加工医療情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととした。（第 2 条関係）</p>

WestlawJapan 法令あらし

	<p>3 医療情報を含む情報の集合物であって、特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものは、これに含まれる医療情報を一定の規則に従って整理することにより特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいうこととする。こととした。(第3条関係)</p> <p>4 主務大臣の認定を受けようとする匿名加工医療情報作成事業を行う者及び認定匿名加工医療情報作成事業者の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行おうとする者の欠格事由に係る個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるものは、次のとおりとすることとした。(第4条関係)</p> <p>(一) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</p> <p>(二) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</p> <p>(三) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)</p> <p>(四) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</p> <p>5 主務大臣が、その職員に、認定匿名加工医療情報作成事業者(外国取扱者に限る。以下5において同じ。)の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合に、当該検査を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者が負担する検査に要する費用は、当該検査のためその職員がその検査に係る事務所その他の事業所(外国にあるものに限る。)の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。こととした。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定めることとする。こととした。(第5条関係)</p> <p>6 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供の停止を求めることができる遺族の範囲は、死亡した本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とすることとした。(第6条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行令(平成13年政令第245号) ・ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成17年政令第146号) ・ 内閣府本府組織令(平成12年政令第245号) ・ 内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令(平成24年政令第185号)